

具体的な格差の領域 -教育機会の不均等-

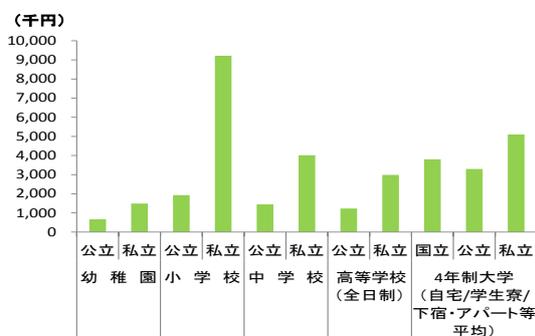
経済環境調査部 研究員 菅原佑香

能力と意欲のあるすべての子供が十分な教育を受けることができれば、経済社会システムの維持・活性化が期待されます。ここでは、教育支出等に触れながら、保護者の所得水準と子供の教育支出との関係について解説します。

1. 教育支出と保護者の所得水準

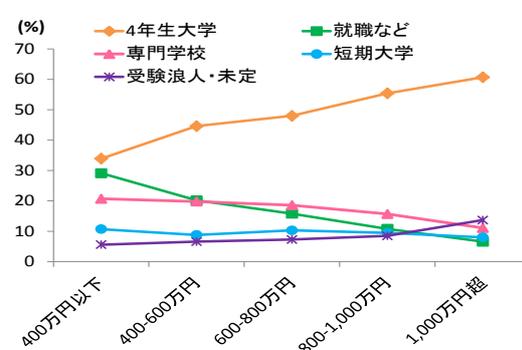
雇用者として社会に出る前に受ける学校教育の程度やその結果として得られる学歴と、所得との関係について解説します。子供の各教育段階における教育支出（幼稚園～大学）（図表1）から、仮にすべて国公立の場合の総額は約900万円となり、すべて私立の場合は約2,200万円に達します。このように、公立と私立では、費用面で大きな幅がありますが、子供の教育には多額の支出が伴うことがうかがえます¹。なお、幼稚園から高等学校の教育支出には、学校教育費（授業料、修学旅行・遠足等含めた教科外活動費、PTA会費、寄付金、教科書費、制服費用等）、学校給食費、学校外活動費用（各家庭で補助学習を行うための図書費用や学習塾費用、スポーツや習い事等の月謝等）等が含まれます。大学の教育支出は、家庭からの給付（家庭から給付を受けた額および家庭が本人に代わって直接支払った額をすべて合計した金額）で表しており、居住形態が自宅や学寮、下宿・アパート等で大学昼間部の平均した値を記載しています。

図表1 子供の各教育段階における教育支出（総額表示）（2014年度）



(出所) 文部科学省「子供の学習費調査」、日本学生支援機構「学生生活調査」より大和総研作成

図表2 保護者の収入と高校卒業後の進路（2006年3月時点の予定）



(出所) 東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査 第1次報告書」より大和総研作成

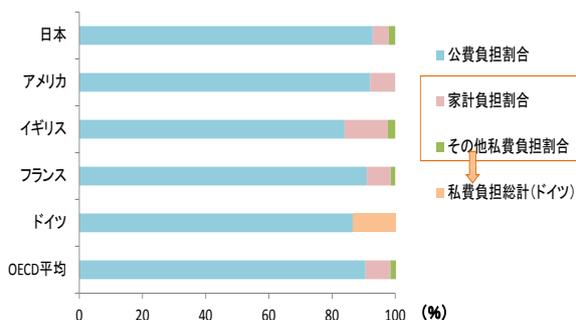
¹ 幼稚園を3年、小学校を6年、中学校・高等学校を各3年、大学を4年と仮定しての総額表示としています。

次に、保護者の収入と高校卒業後の進路（図表2、2006年3月時点の予定）を見ると、4年制大学への進学は、保護者の年収が400万円以下だと33.9%であるのに対し、800万～1,000万円になると55.4%となっています。文部科学省は、保護者の収入により4年制大学への進学率に差があることを指摘していること等から、大学段階における教育支出が保護者にとって大きな負担になっていることが考えられます²。

2. 教育支出のOECD諸国との国際比較

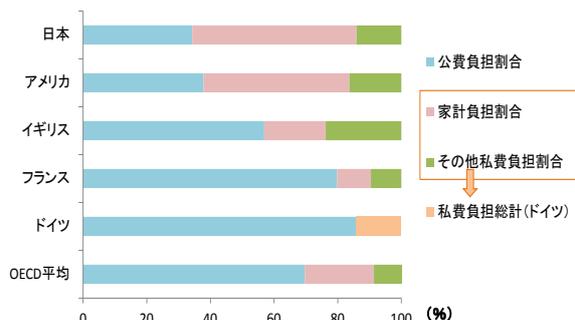
教育支出には、各家庭が直接支出（負担）する教育費と民間からの寄附などによる「私費負担」のほかに、国や地方公共団体が、教育を社会全体で支えるために税金により支出する「公財政支出」としての負担（「公費負担」）の2種類があります²。OECD諸国と日本の教育費の公私負担割合では、初等中等教育段階の公的財政負担の割合が日本は約90%の水準を維持しており、OECD平均91%と同水準にあることが分かります（図表3）。一方、高等教育機関における日本の公費負担割合は約34%で、OECD平均約70%の半分以下の水準しかありません（図表4）。教育システムや費用負担の考え方は国によって異なりますが、家庭（保護者）における教育費の負担は、家計の収入が低いほど重くなるため、日本においては、保護者の収入が子供の教育機会の不均等につながるおそれがあります。能力と意欲のあるすべての子供や世帯が、希望する教育を受けられる環境を整備するために、財源確保の課題はあるものの、公費負担を増やし私費負担を軽減する取り組みが有効かもしれません。

図表3 教育費の公私負担割合
（初等中等教育段階）（2015年）



（出所）文部科学省「図表でみる教育（Education at a Glance）OECDインディケーター」より大和総研作成

図表4 教育費の公私負担割合
（高等教育機関）（2015年）



（出所）文部科学省「図表でみる教育（Education at a Glance）OECDインディケーター」より大和総研作成

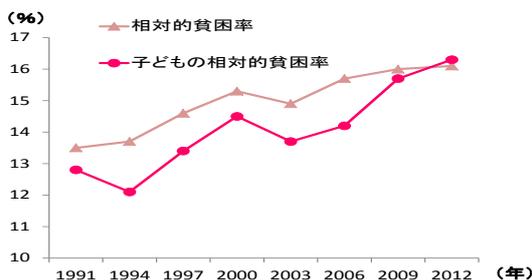
3. 子供の相対的貧困率と就学援助制度

保護者の収入が低い場合、高等教育機関に進学することが困難な子供がいると考えられます。子供（17歳以下の者）の相対的貧困率を見ると（図表5）、大人（18歳以上の者）の相対的貧困率とともに上昇傾向にあります。相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の50%に満たない世帯員の人々の割合を示し

² 文部科学省（2009）「平成21年度文部科学白書」

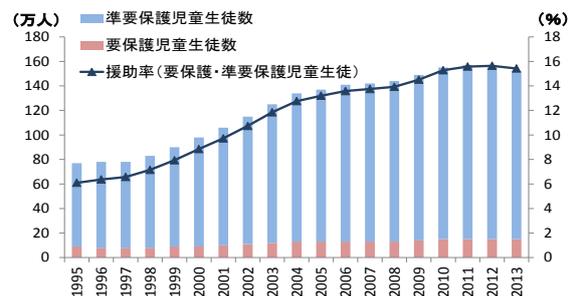
たものです³。調査によると、2013年の就学援助率は約15%と上昇傾向にあり、要保護児童生徒数（生活保護法に規定する要保護者の数）と準要保護児童生徒数（要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数）も90年代と比較すると上昇していることが分かります（図表6）⁴。就学援助制度では、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」（学校教育法第19条）とされています。

図表5 子供の相対的貧困率
(1991年～2012年)



(出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」より大和総研作成

図表6 要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助率の推移 (1995年～2013年)



(出所)文部科学省「平成25年度就学援助実施状況等調査」より大和総研作成

4. 学歴によって生じうる賃金の差

年齢階級における学歴別の所定内給与額（図表7）を見ると、大学・大学院卒の場合は、25歳未満で約21万円だった所定内給与額が、年齢上昇とともに給与額が上昇し、50～54歳未満では約52万円と年功賃金の傾向が見られます。一方、それ以外の学歴では、年齢が上昇しても賃金上昇は抑制されており、給与額がほぼピークとなる50～54歳層においても、25歳未満から10万円程度しか上昇してないことが分かります。所定内給与額は職種や業種によっても異なるでしょうが、要因の一つとして学校卒業後に就職する雇用形態が考えられます。

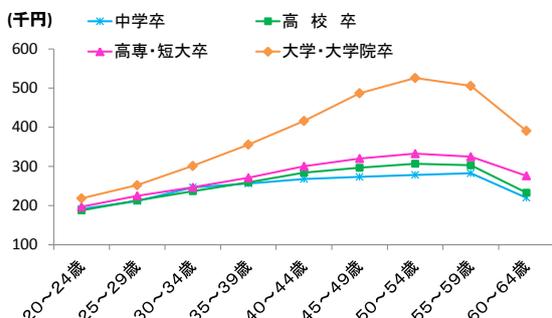
学歴別の職業キャリアの分布（図表8）を見ると、卒業後に正社員になり、その後企業間移動することなく調査時点現在も正規雇用として定着している正規雇用の割合は、大学・大学院卒の学歴で高く、男性で約68%、女性が約65%となっています⁵。他方、卒業後が非正規社員（アルバイト、パート、契約・派遣の働き方）や失業・無業、あるいは自営・家業従事であり、かつ、調査時点現在も非正規雇用である「非典型一貫」の者は、高校卒の場合に割合が高く、男性が約22%、女性が約40%となっています。つまり、大学・大学院卒であると正社員であり続ける可能性が高く、それ以外の学歴では非正規社員になる割合が相対的に高い傾向が見られます。

³ 厚生労働省（2013）「国民生活基礎調査 用語の解説 平成25年版（大規模調査）」

⁴ 文部科学省（2013）「『平成25年度就学援助実施状況等調査』等結果」

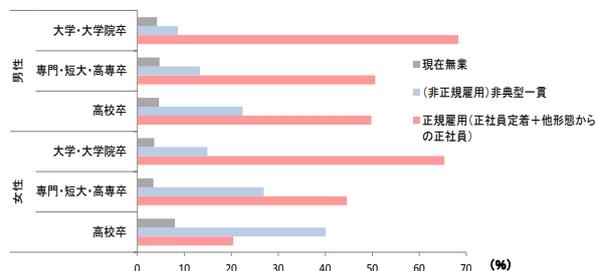
⁵ 労働政策研究・研修機構（2006）労働政策研究報告書 No.72「大都市の若者の就業行動と移行過程-包括的な移行支援にむけて-」の調査の中では、以下のように各職業キャリアを定義しています。「他形態」とは、「非典型」に自営・家業従事者も含めた者のことです。

図表7 年齢階級別、学歴別所定内給与額 (2015年)



(出所)厚生労働省「平成27年賃金構造基本調査」より大和総研作成

図表8 男女別学歴別の雇用形態 (2011年)



(出所)労働政策研究・研修機構(2012)労働政策研究報告書 No. 148「大都市の若者の就業行動と意識の展開 - 『第3回若者のワークスタイル調査』から -」より大和総研作成

5. おわりに

どのような学校教育を受け、どの水準の学歴を獲得するかは本人の努力によるところが大きいかもかもしれません。しかし一方で、能力と意欲があるにもかかわらず、家庭の収入が十分でないために、希望する学校や進学を諦めざるを得ない場合もあると考えられます。このような教育機会の不均等は経済社会システムにとって損失となる可能性があります。また、教育機会の不均等は結果として学歴を介して雇用形態における賃金の差につながり、最終的には雇用者の所得の差につながる可能性も否定できません。教育の機会均等を実現するための対策として、市町村による就学援助制度や金融機関による教育ローン等が知られています。奨学金制度については、「無利子奨学金を受けられない学生がいる、あるいは社会に出た後の返還負担に不安を覚え奨学金を受け取ることを躊躇する学生がいること」が指摘されています⁶。2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、家庭の経済事情に関係なく、希望すれば誰もが大学や専修学校等に進学できるよう奨学金制度の拡充を図り、給付型奨学金の創設や社会に出た後の所得に応じて返還額を変化させる新所得連動返還型奨学金制度の導入について検討がなされています⁶。

このような施策等は、保護者の“所得格差”が子供の“教育格差”につながる“格差の固定化”の連鎖を回避するに役立つことが期待されます。政府は未来の経済社会を担う子供たちへの公的投資を拡大し、誰にもチャンスがある一億総活躍社会を創っていくと明記しています⁶。

今回は、個人や世帯間ではなく、地域間で生じている地域間格差を解説します。

(次回予告：具体的な格差の領域 -地域間格差-)

以上

⁶ 首相官邸(2016)「ニッポン一億総活躍プラン」